

【基本方針】

下妻市においても人口減少が進み、一人ぐらし高齢者や認知症高齢者、生活困窮世帯が増加する中、社会的孤立やヤングケアラー問題など様々な課題が顕在し、コロナ禍を経験したことで、地域の絆の希薄化など、福祉分野において地域課題が多様化・複雑化しています。また、近年の異常気象等により、全国各地で様々な災害が頻発する中、地域のつながりの維持や共助の機運の醸成、ボランティア活動の推進等、社協が担ってきた取り組みは、住民生活を支える力として、益々期待が高まっています。

このような中、令和8年度においても、本会は生活支援体制整備事業の推進、またサロン活動や福祉団体、ボランティア活動等の支援を行いながら、地域や市、各種団体と協働し、住みよい地域づくりを進める地域福祉推進体制の整備に取り組みます。

さらに「下妻市地域福祉活動計画」の基本理念である、「誰もがつながり、生きがいを持って、安心して暮らせるまち、下妻」の実現のため、地域の皆さまに理解と協力を得ながら、地域共生社会の実現を目指してまいります。

また、ひとり親世帯や非正規雇用の増加に加え、長引く物価の高騰など、さまざまな理由から経済的に困窮する世帯や社会的に孤立する世帯の状況が深刻化しているため、その自立に向けて必要な支援や相談体制の強化を行い、諸問題が解決できるよう地域福祉活動の推進に取り組みます。

【重点目標】

1. 生活支援体制整備の推進

「地域共生社会」の実現に向けて、引き続き地域住民が主体となる生活支援体制の整備に取り組み、第二層（小中学校区）の日常生活圏域に応じた助け合い、支え合い活動の体制を強化し活動を推進します。また、第一層（市全域）協議体活動の充実に取り組むため、法人連携や多様な団体と協働し、地域資源の開発に努めます。

2. 生活困窮者自立支援の充実（生活に困窮する世帯への支援）

コロナ禍による所得の減少や失業、また物価高騰による家計負担の増加等様々な要因により生活に困窮する世帯に対し、関係機関と連携を図りながら生活支援や就労支援等、世帯の自立に向けた支援を継続して行います。

3. 権利擁護活動の充実、成年後見制度の利用促進

判断能力が不十分な方の権利擁護を推進し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを目指すため、関係機関と連携し「成年後見サポートセンターしもつま」の運営を行います。また広報活動や相談支援などを通して制度の周知と利用促進を図ります。

4. 介護保険事業や障害者総合支援法に基づく事業の推進と安定した事業の継続
定期的に運営状況や収支状況の把握、分析を行い、市民に必要とされる事業の推進と安定した事業運営を行います。

5. 事業推進のための財政基盤の強化と健全経営

市民が必要とするサービスや事業の継続を図るため、自主財源である社協会費や赤い羽根共同募金等について、市民をはじめとし企業や関係機関にご理解とご協力をいただき財源の確保に努めます。

また、受託事業の推進を図り、職員の資質向上と人材育成に努めます。

【法人運営・管理】

1. 総務部門

(1) 安定的で発展性のある法人運営の実施

- ・社会福祉協議会の理解促進に努め、積極的な広報啓発を行うことにより、財源確保・財政基盤の強化に取り組みます
- ・各種法令、社会的規範を遵守し、組織の体制強化や透明性の確保のため、諸規程等の整備を進めます
- ・法人全体のBCP（事業継続計画）に基づき、災害等不測の事態が発生した場合においても事業が継続できるよう努めます

(2) 理事会・評議員会の開催

- ・必要な会議を適宜開催し、法人の適正な運営に努めます

(3) 苦情解決体制の強化

- ・苦情、要望に対し適切な対応ができるよう職員のスキルアップを図ります

(4) 広報・啓発活動

① 社協広報紙

- ・社会福祉協議会の取り組みや活動を広く伝えるため、見やすい紙面づくりに努めます

② ホームページ・SNS

- ・ホームページやX（エックス）等を活用し、最新の情報を発信していきます

(5) 会員増強運動の実施

- ・会費の使途を明確にし、住民の理解と協力のもと財源確保を目的に寄付の仕組み等を検討します

(6) 支部社協

- ・支部社協の活動を通じ、情報の提供及び情報交換を行います
- ・地域サロン等の地域活動と連携し、支部社協の活動を推進します

2. 労務管理部門

(1) 職員研修

- ・法令遵守や職員のスキルアップ、また業務上必要な知識や技術を習得するための研修会への参加を推進します

- ・広域的・同時多発的な災害に備えるため、関係機関や災害時における協定締結団体等と連携し、また「いばらき型災害ボランティアセンター運営支援システム（通称 IVOS）」なども活用した災害ボランティアセンター設置運営訓練等の実施、及び防災等に関する研修会等への参加に努めます

(2) 職員の健康管理の実施

- ・職員の心身の不調の未然防止と職場環境の改善を図るため、全職員を対象として健康診断やストレスチェックを実施します

3. 指定管理者制度に基づく施設の管理・運営

(1) 利用する方の立場に立った利用しやすい施設運営に努めます

- ① 下妻市福祉センター「砂沼荘」
- ② 下妻市福祉センター「シルピア」
- ③ 下妻市中心身障害者福祉センター「ひばりの」

4. 災害・緊急支援事業

(1) 災害・緊急支援事業

- ・火災、風水害及び地震等で被災された方に対し、規程に基づき見舞金を支給します

5. 共同募金運動への連携

(1) 下妻市共同募金委員会との連携

- ・共同募金会が行う事業、運動に協力し地域福祉の推進を図ります

【地域福祉事業】

1. 相談支援・権利擁護部門

(1) 心配ごと相談事業（市受託事業）

- ・日常生活における諸問題について、弁護士と心配ごと相談員による専門的な相談助言により、相談者の不安軽減に努めます

(2) 生活福祉資金貸付事業（県社協受託事業）

- ・新型コロナウイルス特例貸付の借受人のうち、償還に遅れのある世帯や連絡の取れない世帯へアウトリーチ支援を継続して行います
- ・茨城県社会福祉協議会、生活困窮者自立支援事業等と連携し相談者の自立支援に努めます

(3) 小口資金貸付事業（自主事業）

- ・小口資金の貸付を行うことで、相談者の日常生活を一時的に支援し、自立につながるよう相談支援を行います

(4) 日常生活自立支援事業（県社協受託事業）

- ・利用者が自立した生活を送れるよう、意思を確認しながら多職種間や関係機関と連携し、適切な支援につなげます

- (5) 成年後見制度事業（市受託事業）
 - ・ 親族申立てが円滑に進むよう、支援体制の充実を図ります
 - ・ 権利擁護支援の充実を図るため、支援対象者の範囲を拡大し金銭管理や入院、入居支援等に関するサービスについて試行的に取り組みます
- (6) 生活困窮者自立支援事業（市受託事業）
 - ・ 関係機関と連携を取りながら、相談者の自立に向けた伴走的支援に努めます
 - ・ 増加する家計相談に適切に対応するため支援員のスキルアップを図ります
- (7) 学習支援事業（市受託事業）
 - ・ 学校への事業周知に努めるとともに利用促進を図り、生活困窮者世帯の児童生徒の学習習慣の定着と居場所づくりに努めます
- (8) 無料職業紹介事業（自主事業）
 - ・ 生活に困窮する相談者が就労につながるよう、求人情報の充実に努めます。
- (9) 緊急生活援助事業（自主事業）
 - ・ 何らかの理由で住まいを失い、緊急的に支援を必要とする方に対し、宿泊費や食費、就職活動に必要な費用等の支援を行います
- (10) 法人連携事業
 - ・ 社会福祉法人間の連携や協働体制の構築に向け、連絡会を開催し、共同事業を調整、企画します

2. 地域福祉活動推進部門

- (1) ファミリーサポートセンター事業（市受託事業）
 - ・ 協力会員や利用会員の増員を図るため、広報紙や SNS を通じて事業を紹介し、多くの方に関心を持ってもらえるよう情報発信を行います
 - ・ ファミサポ通信の全戸配布を改め、サービスを必要とする子育て世代に情報が届くよう配布方法を見直します
 - ・ 会員限定の一時預かりの場合「うえるきっず」を、社協移転に伴い R7 年 10 月より、会員及び一般の未就学児の親子も自由に遊べる「あそびの広場」に変更し一時預かりも継続します
- (2) 地域子育て支援事業
 - ・ 「あそびの広場」を開放し、未就学児の親子が気軽に集える場を提供します。また、ボランティア団体によるイベントや親子参加型の教室や講座等を企画し事業の周知に努めます
 - ・ 子育てに関する情報を積極的に発信し、気軽に相談できる環境づくりに努め、関係機関と連携しながら子育て支援に努めます
 - ・ フードバンクや企業等から寄せられた食品等をフードパントリーや生活応援セットとして配布し、様々な理由により食糧支援を必要とする子育て世帯を応援します
 - ・ 市内の多様な団体と連携・協働し、子育て世代のつながりや防災を目的としたイベント等を開催し、子育て世代が災害発生時に適切な行動をとれるよう防災の備えについて啓蒙普及します
- (3) 乳幼児発達相談事業（ポータルページ発達相談）（一部市受託事業）
 - ・ 個別相談を月 5 回開催し、発達に遅れや偏りが見受けられるお子さんへの接し方についてアドバイスを行い、不安を抱える保護者を支援します

- ・親子あそび教室「くれよん」を週 1 回開催し、幼稚園や保育園などの集団の中で、子どもに必要な生活習慣が身に着くよう支援します
 - ・日本ボーテジ協会茨城県支部が主催する「就学に関する説明会」に協力し、安心して就学が迎えられるよう保護者を支援します
- (4)在宅福祉サービスセンター事業（あおぞらサービス）（市受託事業）
- ・利用者ニーズや地域課題に添える支援を目指します。また、相互援助事業の目的を明確にし、誰もが活動・利用しやすいサービスとなるよう取組みます
 - ・事業の周知と協力会員の増員を図るため、広報紙やホームページで事業の紹介を行うとともに、気軽に参加でき活動に関心を寄せてもらえるような内容の研修会を開催します
- (5)生活支援体制整備事業（市受託事業）
- ・地域の福祉課題等を住民が主体的に話し合い、その解決に向けた取り組みが進められるよう、協議体の運営を支援します。また、様々な立場から新たな参加者を募り、協議体構成メンバーの増員を図ります
 - ・民生委員や自治区長及び地域と連携し、生活支援を必要とする対象者やそのニーズの把握に努め、ささえあい活動や福祉サービスに繋がります
 - ・生活支援コーディネーターに関する研修会への参加や近隣市町との情報共有を行い、支援する職員のスキルアップを図ります
- (6)ささえあい推進事業
- ・地域の人たちがお互いに支え合い、仲間づくりの場となるサロンや居場所の設置・運営を支援するとともに、運営費の助成を行います
 - ・地域の人たちや活動団体等が主体となって実施する様々な活動を、広報誌や SNS 等を通じて紹介するとともに、ホームページにおいて「社会資源マップ」として掲載します
 - ・ひとり暮らし高齢者の方の見守りの一環として、市内の小学校や市民クラブ、民生委員児童委員協議会の協力のもと、心のふれあいを目的とした季節感のある絵手紙やカレンダーをお届けします

3. 助成事業

- (1)地域福祉助成事業（赤い羽根共同募金地域福祉助成事業）
- ・地域住民や団体等が主体的に取り組む地域福祉活動を、赤い羽根共同募金を活用し財源面から支援することで協働のまちづくりを推進します
- (2)地域福祉活動支援事業（赤い羽根共同募金地域福祉活動支援事業）
- ・住民同士が参加・協力して取り組む住みよいまちづくり事業を継続的に行う団体並びに当事者団体活動を、赤い羽根共同募金を活用し財源面から支援します
- (3)地域災害対策物品助成事業
- ・公民館を所有する自治会、自主防災組織を対象に、災害発生時に地域で活用できるよう蓄電池・非常用トイレを現物助成します
- R6 年度 25 セット助成 R7 年度 41 セット助成
R8 年度 35 セット助成予定

【ボランティアセンター事業】

1. ボランティア活動事業

(1) 相談・登録・広報啓発

- ・ボランティアセンターの機能を強化し、多様なボランティア活動のコーディネートを図るとともに、活動の推進に努めます
- ・ボランティアセンターやサークル活動の紹介等を、引き続き広報誌や HP を通して情報発信を行います
- ・イベントや養成講座等でノベルティを配布し、ボランティアセンターの PR を行います

(2) ボランティア活動助成事業

- ・ボランティア団体及び福祉教育を実施している市内小中学校へ助成金を交付し、活動を支援します
- ・ボランティア活動保険の加入に際し、保険料の一部を助成します

(3) ボランティア育成事業

- ・夏休みに小学生親子を対象とした防災学習を実施し、ボランティア活動に興味・関心を持つきっかけを作ります
- ・市民が新たにボランティアに取り組む契機となるよう、「傾聴ボランティア」や手話や点字、車椅子等の福祉体験講座を開催します
- ・活動の質や意欲の向上を図ることを目的とし、個人ボランティアやサロンの代表者が一堂に会し、意見や情報交換ができる場を設けます

2. 福祉教育支援事業

- ・学校や地域において「ともに生きるちから」を育むことを目的に、新たな学びや気づき、地域と学校のつながりが生まれる福祉教育プログラムを実施し、福祉課題をより身近な自分事として考えるきっかけを作ります
- ・学校や地域において福祉教育を推進するため、わかりやすい事業の周知に努めます

3. 善意銀行

(1) 善意銀行

- ・古切手や善意の金品の預託など、身近でできるボランティア活動への参加に関心が高められるよう広報周知に努めます
- ・善意銀行で集まった寄付物品を必要とする施設や団体等へ配布します
- ・寄せられた寄付物品の活用先や活用方法を広報誌等にてお知らせします

(2) フードバンク事業

- ・市民に、きずな BOX 等食品の寄付のしくみやフードバンクに関する情報をわかりやすく発信し、寄付の呼びかけを図ると共に気軽にボランティアができる機会をつくります
- ・関係機関と連携しながら、食糧支援を必要とする世帯の生活の安定・自立促進を図ります

4. 災害ボランティアセンター事業

- ・平時より関係機関や多様な団体との関係構築に努め、災害発生時に連携・協働できる体制をつくります
- ・災害時における研修や訓練を行い、大規模災害に備えます
- ・茨城県災害ボランティア登録制度への登録について、市民（個人）をはじめとし市内企業や団体に働きかけ、災害ボランティアの参加拡大を図ります

【介護保険事業】

1. 居宅介護支援事業・介護予防ケアマネジメント事業

- ・信頼される質の高い支援サービスを提供するため、利用者の意向を尊重し、医療依存度の高い利用者も安心して日常生活を送れるケアプランの作成に努め、調整を行います
- ・地域の医療機関や介護サービス事業所との連携を強化することで、新規利用者の受任を増やし安定した運営を目指します

2. 訪問介護事業・介護予防訪問介護相当サービス事業

- ・居宅介護支援事業所との連携を強化し、スピーディーな相談対応に努めることでニーズに合わせたタイムリーなケアの提供を行います
- ・事業継続のための人材確保に努めると共に、働きやすい職場環境づくりに取り組みます

3. 地域密着型通所介護事業・介護予防通所介護相当サービス事業

- ・利用者の QOL 向上につながる活動やレクリエーションに取り組みアクティビティを充実させることで選ばれるサービスを目指します
- ・利用者や家族のニーズをよりの確に把握し、柔軟な対応を心がけ稼働率の向上を図ります
- ・新体制づくりと共に接遇対応など職員の能力の向上や、見直しによる業務改善を図ります

【障害者総合支援法に基づく事業】

1. 居宅介護事業

- ・相談支援専門員など関係機関との連携を密にし、質の高い選ばれるサービスの提供に努めます

2. 重度訪問介護事業

- ・重度の障害がある方等に身体介護、家事支援等を行い、自分らしく望んだ在宅生活を送れるよう支援します
- ・専門的な対応を求められる支援であるため、職員の研修参加による知識や技術力の向上を図ります

3. 行動援護事業

- ・障害に関する理解やコミュニケーション能力を高める等、職員の資質向上を図り、より良いサービス提供に努めます

4. 生活介護事業

(ケアセンター)

- ・研修参加などにより障害に関する知識を高め、利用者個々のニーズに合わせた質の高いサービスの提供を目指します

(ひばりの)

- ・個別支援計画に基づき利用者一人ひとりのニーズにあったサービスの提供に努めていきます
- ・利用者が安心して通所し、安定した生活ができるよう、個々に応じた創作的活動や、作業活動の機会の提供に努めます

5. 障害者日中一時支援事業

- ・利用ニーズに応じ受け入れを継続実施していきます
- ・安心して利用できるよう保護者と連携を図り、日中一時支援の提供を行います

【砂沼荘運営事業】

1. 施設の利用拡大と各種講座等による健康増進

- ・利用者の健康増進に繋がるような多種多様な講座を積極的に開催します
- ・各種講座やニュースポーツ体験会などのイベントを企画し利用の拡大を図ります

2. 福祉サービスの充実

- ・誰もが気軽に砂沼荘に立ち寄り、楽しい日々を過ごしていただけるよう福祉サービスの向上発展を目指します
- ・小、中学生や子育て世代等の幅広い年齢層の多様なニーズに対応できる施設づくりとサービスの充実を目指すとともに、利用促進のため施設のPRに努めます